

第八十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第六号

昭和五十三年三月十七日(金曜日)

午後一時三十一分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 小川 新一郎君

理事 井上 裕君

理事 谷 洋一君

理事 中村 喜四郎君

理事 西田 司君

理事 加藤 万吉君

理事 北山 愛郎君

理事 和田 一郎君

理事 川合 武君

出席國務大臣

自治 大臣 加藤 武徳君

出席府政委員

自治 政務次官 染谷 誠君

自治 省行政局長 塩田 章君

自治 省財政局長 山本 悟君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

三月二日

補欠選任

齋藤 実君

川合 武君

山田 芳治君

同日

補欠選任

齋藤 実君

川合 武君

山田 芳治君

同日

補欠選任

齋藤 実君

川合 武君

補欠選任 大原 一三君

補欠選任 井上 裕君

補欠選任 水田 稔君

補欠選任 齋藤 実君

補欠選任 同日

補欠選任 林 大幹君

補欠選任 千葉千代世君

補欠選任 二見 伸明君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 恒夫君

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 恒夫君

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 齋藤 実君

補欠選任 川合 武君

補欠選任 同日

補欠選任 林 大幹君

補欠選任 千葉千代世君

補欠選任 二見 伸明君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 恒夫君

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 恒夫君

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 恒夫君

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

補欠選任 浅井 美幸君

補欠選任 同日

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

同日

東京都財政確立に関する請願(工藤晃君共紹介)(第一六三〇号)

同日(小林政子君紹介)(第一六三一号)

同日(不破哲三君紹介)(第一六三二号)

同日(松本善明君紹介)(第一六三三号)

同日(沢村利久君紹介)(第一七一七号)

地方公営企業の財政健全化に関する請願外二件(石田幸四郎君紹介)(第一六六九号)

同日

地方財政確立等に関する請願(北側義一君紹介)(第一八〇〇号)

事業税に事業主報酬制度創設に関する請願(中野四郎君紹介)(第一八八四号)

同日

産休補助教員の年金に関する請願(小川省吾君紹介)(第二二七五号)

同日(佐藤敏治君紹介)(第二二七六号)

は本委員会に付託された。

三月十三日

地方財政強化に関する陳情書外二件(福岡県議会議員長早麻清蔵外二名)(第一〇七号)

地方超過負担の解消に関する陳情書(全国知事会会長奈良県知事奥田良三外五名)(第一〇八号)

不況克服のための地方財政措置に関する陳情書外四件(愛知県議会議員長酒井鈴夫外四名)(第一〇九号)

地方単独事業財政措置の拡充強化に関する陳情書(関東一都九県議会議員長会常任幹事東京都議会議長河野一郎外九名)(第一一〇号)

地方行政改革の推進に関する陳情書(全国知事

会長奈良県知事奥田良三)(第一一一号)

自動車税等の改正問題に関する陳情書外一件(愛知県議会議員長酒井鈴夫外一名)(第一一二号)

農家使用の乗用コンバインに対する地方税免稅措置に関する陳情書(大津市議會議長阪口弥平太)(第一一三三号)

中小企業高度化資金助成対象の施設に対する事業所税等に関する陳情書(佐賀市高木瀬町大字長瀬一〇七六の一佐賀工場団地協同組合代表理事井田園之外二名)(第一一四四号)

地方公営交通事業の健全化に関する陳情書(松江市議會議長小立幸雄)(第一一五五号)

消防対策に関する陳情書(秋田市中通四の三の二三秋田県消防協會長中田初雄)(第一一六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○木村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出に係る地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。与謝野馨君。

○与謝野委員 本日は地方税法の改正の審議でございますが、地方税法を論ずる前提といたしまして、地方財政全体また行政財政につきまして自治省の御見解をお伺いしたいことが幾つかございます。

国の財政、地方の財政を通じて危機が叫ばれているわけでございますが、地方の財政につきましましては、財源が不足しているから地方財政危機がもたらされたのだという観念の議論が非常に多

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号

昭和五十三年三月十七日

第一類第二号

いと私は思うわけであり。一つは、交付税率を上げるとか、国と地方の財源配分を正せとか、そういうことに帰着する議論が多い。しかし、その前に支出の面あるいは制度全体の面を考へる必要があるのではないかと、私は考へておるわけですが、まずこの点について自治大臣の御見解をお伺いしたいわけであり。

○加藤国務大臣 たいま御指摘がございましたように、地方財政を論じます前に、地方が制度の面でどのような考へ方を持っておるか、また支出の面でどんな工夫をいたしておるか、このことにつきまして十分な吟味が必要であることは申すまでもないことと存じます。ただ、率直な言い方をさせていただきますならば、地方は、機構の改革にいたしても給与にいたしても、非常に鋭敏に反応を示している面等も多いのでございまして、ここ数年來地方財政が非常に窮屈なことは御承知のとおりでございますから、それに見合ひまして機構の改革等を思い切つてどんどんやっておる地方団体も多いのであります。むしろ国の行政改革よりも先んじて地方はすでに手をつけておる、かような感じを深ういたします。

ただ、給与の面につきましては、御承知のとおり、ラスパイルスを見ましても国よりも相当高い団体も多いのでございます。ここ数年來非常な工夫をいたしまして、昭和四十九年の時点におきましてはラスパイルスは一一〇を若干上回つてゐる、かようなこともあったのでありますけれども、最近はずっと落ちまして一〇七・九、かようなところまで努力をいたしておるのでございします。

そこで、昨年の暮れ、国が行政改革をやるというふうな決意をいたしました、地方におきましてもこれに対応してさらに徹底すべきだということとで通達を出しました。通達の一つは、行政機構について徹底した見直しをしなければならぬ。それから、やつておる事業の中にはその目的を達成したもの等もあるのではありますから、こういう機会に事業の見直しをなさい。三番目は、定

数管理等について十分な配慮をしなければならぬ。かような三項目に分けて通達を出したようなことと存じまして、今後この趣旨の徹底に努めていかなければならぬ、かように考へておるところであります。

○与謝野委員 先般自治省が出された地方財政収支試算を見ましても、結局は行き着くところ増税をせざるを得ない、あるいは国税の増税もせざるを得ないかもしれないが、地方税についてもそういう考へがうかがわれるわけでありまして、地方税につきましては国民はすでに相当の重税感を持っておりますし、増税するのであれば増税するで、やはり行政改革、制度の見直しあるいは不公平税制の是正、こういうものをやつていただきませんと、増税時代あるいは地方税として非常に重税を負担していただくという時代は迎へられないのではないかと私は考へるのですが、その点についての自治大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 御承知のような財源不足の状況でございます。五十三年度におきましては三兆円を超えますような不足でございます。そこで、五十四年度、五十五年度におきましても急速に好転いたすような兆しはないのでございまして、勢い税負担の増加を求めていかなければならぬ、かようなことが予想されるのであります。地域の皆さん方が喜んでとまでは言いませんまでも、税負担を甘んじて受けようという考へ方になっていただきますことが最も重要でございます。それは、行政機構の改革に手をつけましたり、あるいは定数管理等について十分な配慮をいたしましたり、また冗費の節約などを行ひまして、地域の皆さん方に納得していただけますような体制をつくるのが非常に重要だと思ひますから、今後も努力をしていこうと考へておるところであります。

○与謝野委員 そこで、まず行政改革についてであります。どうも行政改革ということになりますと、部局の統廃合とか、そういうことをすぐやられるけれども、実際に国民の負担が軽減するよ

うな方向の行政改革というのは、中央官庁を初めとして地方自治体もなかなかやらない。要するに、経費の面でもあるいは見えない負担の面においても国民の負担が軽減するというのが行政改革であらうと私は思ふわけですが、結局は、人員の配置転換とか、あるいは部局の名称を變えとか統廃合とか、その程度の行政改革でお茶を濁す場合が非常に多い。一体どれほど国民の負担の軽減につながる行政改革というものを自治省あるいは地方公共団体が今後考へるようになるのか、その点について私はお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 御指摘がございましたように、行政改革は、改革自体が直ちに大きく財政面に影響するということが言いがたい面があるかと思ひます。たとえば一つの部や局を減らしまして、もう多くの定数減がもたらされるものではないのでありますし、また課の数も相当減らしてはきておりますけれども、そのことが大きく給与面にプラスになっておるかといふことは、必ずしもそうではないのでございします。しかし、絶えず事業等を見直しますと同時に、また機構が膨大化しないようなそういう配慮はいつも要するであらうと思ひますのでございします。経常経費の最大なものはいは人件費でございますから、人件費の膨張に絶えず注意を払つていくということ、このことが経費の節減に非常に重要なことであらうと思ひるのでございします。そこで、地方団体に対しては、絶えず定員管理等についての見直しをやりまして、できるだけ人をふやさないように、かような指導をいたしておるところでございます。

ただ、地方はどんな人がふえてゐるではないか、かような反論がしばしば返つてまいります。なるほど、総数といたしましては若干ふえてはおるのでありますけれども、これはその主たるものが学校の教職員でありますとか、消防、警察でありますとか、あるいは福祉関係の施設をふやしますと当然人もふえてまいるのが通例でございますから、そういう福祉面とか、かような面がふえておりますから、全体といたしましては、数がふえ

ておる、こういう結果になっておりますけれども、一般行政部門におきましては、数字から見ても、次第に減らしてきておるのであります。その辺の努力はぜひ評価をしていただかなければならぬ、かように思つておるところであります。

○与謝野委員 国民の率直な実感として、われわれ区役所なんか参りますと、遊んでゐる人が多いという感じを非常に受けるわけでありまして、一体地方自治体というのは要らない人間をいっぱい抱えてやつてゐるのではないかと、そういう不満が実は国民に非常に多いわけでありまして、いま自治大臣は、一般行政職についてはそうふえてないんだ、むしろ合理化をして減らしつつあるんだ、こうおっしゃつていますが、ここ十年間で大体地方公務員の数は五十万人ふえてゐるわけですが、その五十万人の内訳のうち、警察、消防あるいは教職員、看護婦、福祉施設の職員等を除いた一般行政職というのは、一体どのくらいふえたのかあるいは減つたのかという点について、政府委員のお答えをお願い申し上げます。

○塩田政府委員 お答えいたします。四十七年から五十二年の間で申し上げまして、いま御指摘のその他の一般行政部門ということと申し上げますと、四十七年が六十五万三千九百九十二名、それに対して五十二年が六十七万九千六百六十六名ということで、二万八千六百七十四名の間にふえております。

○与謝野委員 そこで、国家公務員の方は定員法がありまして人員の膨張ということが抑へられているわけですが、地方公務員につきまして定年制が条例化できるような法制上の措置、あるいは総定員法を地方自治体にも及ぼすような一つの工夫というものが私はあつてしかるべきだと思ひます。それでありますと、現在の地方議会、地方自治体はみづから自分たちのことを決めるというたてまえになつておりますけれども、やはり地方自治体を管理する地方議会、いろいろなことを議決する地方議会も、ややもすればその

の間に非常に給与のばらつきがあるということば理解しがたいことの一つであります。しかも、先ほど申し上げましたように、地方公務員全体を通じて給与につきましては均衡の原則を自治省という美名のもとに地方公共団体がまさに役人天国をつくっているという批判を免れがたいのではないかと私は考えておりますが、ひとつ自治大臣の、全国の地方自治体に対する給与水準等に対する指導、これについての御決意を伺いたいと思うわけであります。

○加藤国務大臣 先ほど山本局長がどこかで節約という言い方をいたしましたけれども、これは正確な表現ではございませんで、どこかでなさなければならぬ事業をなしておられ、かように言わざるを得ないのでございます。

そこで、公共団体を絶えず監視をいたしますのは、直接的には議會でございまして、また間接的には、その地域の住民が十分な監視の眼をもちまして、その団体の給与が他と比較をいたしまして、特に国家公務員との比較において高い場合にはよろしくないという世論がもたらしてこなければならぬのでございます。さような世論の喚起のためにも自治省は努めていかなければなりませんし、かつまた、ラスパイレスの高い公共団体に對してペナルティーを科するかどうか、かような議論も一つにはございます。たとえ交付税計算において何がしかのものをディスカウントすべきだ、かような議論もあるものでありますけれども、まださようなところにはまだまいっております。今後、各面にわたります指導を強めてまいりまして、地域の住民の皆さん方が不信感を持たないよう、仮に不信感を持つとしますならば、直ちにその意思がその公共団体に反映しますような、そういうことの研究も必要ではないか、かように考えておるのでございます。ともあれ、こういう状況を早くなくしますように努力をしたいと思います。かように考えておるところであります。

○与謝野委員 ラスパイレスで一三〇も一四〇も給与を払っているところは富裕団体と私は考えるわけでありまして。そういう意味で自治大臣、ペナルティーを科すということをおっしゃいました。私はそういう事実上の制裁行為を科していただきますと、これはもう野放しになるのではないかと、そういうふうに考えております。

それからもう一つは、給与水準のほかに、地方自治体の職員が退職をされたときの退職金の問題であります。国家公務員はたしか最高六十九カ月の退職金しか受け取れないはずでありますけれども、地方自治体によつては百カ月を超える退職

金を受け取っておられるところがあるわけでありまして。特に先般横浜市長を退職された方がおられますけれども、その方の受け取る退職金と報道されている退職金が二億四千万円というところは、国民から見ますと、一体どういふ計算でその二億四百万円というふうな、もう考えにくい、あるいは民間のどんな大企業、どんな中堅企業、どんな優良企業によりましても考えられないような二億四百万円というふうな退職金が入手可能なものかというところについて、その仕組み、制度をひとつ御説明願いたいと思つておられます。

○塩田政府委員 退職金の計算でございますが、一般職員と特別職に分けて、一般職員につきましては大多数の団体が国家公務員と同じルールによつてやっております。ただ、たとえばいまの給与水準そのものが高いという場合に、根拠が高いものから、国家公務員よりも高く出るといふ結果になるというところはあります。ルールとしては大体国家公務員と同じやり方をしているというものが地方公共団体の一般職員でございます。ただお話のありましたような、大都市につきまして限度額百を超えようというケースもございまして、数から言へば少ないですけども、あることは事実でございます。そこら辺は私も今後強く指導していかなければならないと思つておる次第でございます。

それから特別職につきましては、これはちょっとやり方が違つております。いま横浜の云々と申されましたが、私も横浜の場合はまだ出ておるとは聞いておりませんので、横浜につきましては避けなければいけません。やり方としてはいろいろございまして、一般的には条例で決めておる場合があるいはその都府県の議決による場合というのがございます。まして、ちょっと一律的なやり方はございませんので、簡単に御説明はできないわけですが、私も、そういうやり方に特別職の場合はなっております。

○与謝野委員 自治大臣にお伺いしたいわけですが、横浜市ぐらゐの規模の地方自治体の責任者を十数年やられて退職をされる方が、大事な国民の地方税のうち二億円を退職金で受け取る、あるいはそういうことが条例化されている、制度化されているというところに対して、私はどうも二億円という数字が本当にそういう計算で一体出てくるのかというところはまず疑問を持ちますが、実際に二億四百万円だそうなので、それは制度としてそういう計算ができるようになっていっているのだ。しかし率直な気持ち、一体十数年間しか勤続年数のない市長が、しかも地方自治体の長が、退職金として二億円余も受け取るということが果たして正しいことなのかどうか。特に地方財政が危機的状況に陥つているときに、まさに象徴的な出来事だと私は思つておられますけれども、この横浜市が退職金を二億円受け取るということに對して、自治大臣としてのお考え、感情、感想を、またそういうことが全国的に広がっているというところについての御懸念を、私は自治大臣からお伺いしたいわけでありまして。

○加藤国務大臣 地方公務員の一般職の方々の物差しは比較的にかつちりできておりますけれども、ただし、さつきも担当部長が申しましたように、ラスパイレス、給与水準が高ければその分だけ高いという点もありますけれども、その他は比較的にかつちりできておると思つておりますけれども、特別職につきましては、その公共団体への貢献度によりましてかつちりした物差しがないというものが現状でございます。功勞的な性格を持たせており、その都府県決めますような、そういう団体も多いのでございまして、ただ横浜市の場合には、二億円を超えようという数字がどこで計算をされたのか、私も担当部長にたずねてみまして、その計算の出どころがいまだ明確ではないのであります。新しい首長が選ばれました、新しい首長が議會に提案をいたして決定するべきもの、かように理解をいたしておるのでございます。したがって、いまの段階で横浜市長の退職金が高い、安いコメントをいたしますことは適當ではないという感じを持っておりますけれども、

も、ただ、仮に伝えられておりますような金額が出されるという仮定に立つておきますと、私は大変に心配を、憂慮すべき状況だ、かような感じは強く持つておるところであります。

○与謝野委員 大体世の中に、日割計算して一日四万円の退職金をもらえるようなところというのはこの世には存在をしないわけでありまして、この面でも横浜市も恐らく地方交付税交付団体ですので、自治省はあらゆる権限を使つてこういうものを監督指導していただきますと、世の中の常識に反したようなことを平気で自治体の方がなさる、最近の一部自治体というのはいささかに人々をよけい雇つて、給料をよけいやって、退職金をよけい取る、そういう団体でしかすぎないのではないかと私は最近強く感じておるわけです。

それからもう一つ、先ほど制度の見直しということをお話ししましたけれども、その前に自治大臣は公式発言として、不公平税制の是正というところについて言及をされたことがありますが、私は聞いておりますが、地方税を通じての不公平は是正をどういふふうに一体お考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 地方税制の中にも、国税の場合と同様に、ある政策目的のために減免をいたしている制度がありますことは御承知のとおりでございます。ただ、この特例措置が慢性化しましたりあるいは既得権化してしまふことは断じて許されないのでございまして、そこで断えず見直しが必要でございます。いま御審議願つております中にも、四品目につきまして整理をいたす、かような処置をとつておるのでございまして、政策目的が達成できなしたものににつきましては、敢てこれを是正をいたしまして、そして特別措置を排除していかなければならぬ、かような考え方に立つて今後努めてまいりたい、かように思つておる次第であります。

○与謝野委員 やはり必然的な結果として、地方税、国税を通じて明年度あるいは明々年度から増税時代を迎えざるを得ないわけですので、ひ

とつそれに間に合うように行政改革あるいは不公平税制の是正、制度の見直し等を自治大臣あるいは自治省としてぜひともやっていただきたいと思うわけであります。

制度の見直しの問題でありますけれども、先ほど、目的をはば完遂した事業については整理するとかそういうことを指導して、こういう自治大臣のお話でございましたが、昭和四十年代を通じて地方自治体が非常に福祉の先取りということをやったわけでございまして、その後、国の制度としても定着したのもございすけれども、やはりこういう制度全体を見直すおつもりはないのかどうか、あるいは地方公共団体に制度の見直しを指導するおつもりはないのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 先ほど私は、昨年末に各都道府県に通達を出しまして、なお、都道府県知事に対しては管下の市町村長に對しましてこの趣旨を厳重に徹底していただきたい、かような依頼をいたしましたところでございますけれども、その中にも制度の見直しを強くうたい込んでおりますことを申し上げたようなことでございます。

そこで、地方におきましては一定目的を達成いたしましたけれども、なおかつ従来の情性でやってきておりますような仕事がないでもないものでありまして、こういう面につきましては絶えざる見直しをしていかなければならぬ、かように考えております。今後ともそういう考え方のもとで指導を強めていかなければならぬ、こういうぐあいになっておるところであります。

○与謝野委員 まあ地方財政を圧迫している要因に公営企業等もありますけれども、全般にわたりますして、地方財政全体を通じて受益者負担あるいは利用者負担の原則というものが貫かれていないかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

最近、私の選挙区の特別区の地方自治体が四十五億円をかけた体育館を完成させた。これは利用者から料金を取って利用されているわけであ

りますけれども、実際は二億円の持ち出しになっているというのが実情でございます。そういうときに、地方自治体が税金を使ひましてそういう公共施設をつくるということは結構なことだと思ひますが、一体、そういう地方公共団体のつくった施設を利用させる、そういう経費まで地方公共団体が負担をするというのは行き過ぎたのではないかと。固定費については確かに地方自治体が持つても、やはり利用者負担の原則というものは、あらゆる施設の経費について最低限貫いていただかないと困る。この点について自治大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 ただいまや具体的な御指摘がございましたように、地方団体が建設をいたしました施設で、その施設が効率的に運営されておらない面等も多々ございすし、かつまた、そこを利用する方々に応分の負担をしてもならぬけれども、非常に経費の負担が一般財源にかかっておる、かような例が間々あるものでありまして、私どもは地方団体に對しましてそういう施設を建設する計画を行うに当たりましては、果たしてどの程度の利用度があるのか、そして建設後経費について果たしてそこを利用します方々の使用料等で賄い得るのかどうか、この点を十分に吟味して建設をしていかなければならぬ、かような指導をいたしておるものであります。また、建設された後に、使用料等が余りにも安いためにその経費の一部をもぐわすかしか負担しておらぬというような例もあるものでありますから、そういうことがあつてはなりませんので、地方団体に對しまして今後とも十分にこういう面にも心を配りまして、効率的に利用され、なおかつ受益者の負担が適正、厳正になされますようなそういう指導を努めていかなければならぬ、かように思ひつておるところであります。

○与謝野委員 昭和五十三年の予算では、景気浮揚のために公共事業ということが金科玉条とされておりますけれども、ひとつ、将来経費の面

において地方財政を圧迫しないような公共事業をやつていただきたいと私は強く要望をしておきます。

それから、一部の地方団体でいろいろなものにつきまして無料という制度を導入しているわけでありまして、その典型的なものは東京都におきまして七十歳以上の方のバスの無料バスという問題であります。福祉政策がこういう無料制度を通じて実施されるということは非常に健全ではないか。やはり老人に對する福祉というものは税制上や所得の移転たる福祉政策を通じて一律に行うべきものであつて、実際、バスの無料バスを発行することによつて地方自治体が年に数十億の財政上の負担を負わなければいかぬということは大変おかしい制度だと私は思ひます。その点について、無料制度というものは一体どういふふうに考えるべきか、自治大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 無料制度は主として福祉面に各地方団体が工夫をいたしながらやっておるところであります。また国の制度といたしましては無料の制度をとっているものもありません。これは御承知のとおりでございます。

そこで、無料制度のよしあしについて意見を述べ、かような御指摘でございましたけれども、政策目的といたしましては、負担能力のない方に對してあるいは負担能力の低い方に對して無料化を行つてまいりますことは、それなりの方向としては正しい方向であらうかと思ひます。ただ、一般的に申しまして、相当の所得がある負担能力のあります方にまで無料化を廣めてまいりますことは、当然他の面でなされなければならぬ政策にも影響があるかと思ひます。ですから、一般的な方向としては無料化は好ましい方向かもしれませんが、しかしその中身につきましましては十分に吟味の要る問題ではないであらうか、かような問題意識を私自身が持つておるところであります。

○与謝野委員 いま無料化というのは好ましいと

いうふうには私は受け取つたのですが、私は無料化というのは好ましくないと考えているわけでありまして、やはり個別的なそういうバスの無料化というふうなことは一見きれいごとであるわけでありまして、それでは東京都の老人に對する福祉水準がバスの料金の無料化によってどれだけ高まったかというところは、効率の面でも私は非常に疑問に感じておりますし、しかもそれが所得の高い低いにかかわらず一律に給付されているというところにも問題があるわけでありまして、やはりバスに乗りたい人は老齢年金、福祉年金等の中からそれを割いて乗るべきが筋だと私は思ひます。きれいなこと、美名のもとにこういう制度が拡大してまいりますと、結局は悪平等、不公平ということが生じるのではないかと。いふうな懸念を抱いておるわけでございます。

それから、地方財政収支試算を見ますと、結局増税の方向であります。また、昨年十月の政府の税制調査会の答申を拝見いたしました。やはり負担能力のある税目がない以上増税の方向としては新税を創設する、こういう答申がなされているわけでありまして、自治省としての一般消費税に對するお考え、また、一般消費税は一体国税として地方交付税の税目に新たに組み入れるのか、あるいは地方税として一般消費税をとらえていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 毎年多額の財源不足が生じておる、今後の方向といたしましてはやはり地域住民の皆さん方に負担の増加を求めているかなければならぬ、これが大きな方向であらうかと思ひます。そこで、ただいま御審議願つております税法の改正案の中には、平年度におきましては七十三年度におきましては五百億円の増税でございますけれども、しかし、いまの税目のみをもつては大幅な増税はとらえて困難だ、かように思ひますを得ないのでありますから、次年度以降におきましていふゆる新税あるいはそれに

近い形の税源強化が当然必要になって、このようかと思ひます。

考えられます一つの案は、地方におきましては法人事業税の中におきます外形標準課税導入の問題がございすけれども、このことは単独になし得るではないか、かような議論もございすけれども、しかし、税調の答申等を見ても、また税の組み立て方等からいしても、国税において新しい税が創設されるならば、たとえば一般消費税が創設されますならば、これとの組み合わせにおいて法人事業税の外形標準課税導入の方がより好ましいのではないであらうか、かような考え方のもとにたゞいま研究をいたしているところでございますし、税制調査会等の答申を待ちながら前進を遂げてまいりたい、かように考えているところでありす。

○与謝野委員 結局は、地方財政を健全化するため、あるいは公債依存率、公債発行残高をふやさないためにも増税せざるを得ないと私は考えているわけですが、やはり何といつてもその前提としての行政改革、合理化、あるいは給与水準の適正化、不公平税制の是正あるいは制度の見直し等を自治省はひとつ精力的にやっていたいただきたいと思うわけでございます。

最後に、自治省といたしましては、東京都の起債の要望に対しまして起債の許可をされたわけでございます。その前提となりましたのは、東京都が財政再建をする、その再建計画というものが出てきたわけでございますが、自治省は、美濃部知事と福田総理がお二人で会われて、政治的な判断として財政再建を認めたのか、あるいは技術的に、財政的によく検討してこの再建計画を認めたのか、一体どちらのお考えでやられたのかという点についてはお伺いしたいと思うわけでありす。

○加藤国務大臣 すでに起債を許可いたしましたような御理解ができませんけれども、私も有効な担保がなされなければ許可いたすべきではないという前提に立っておるのでありまして、その担

保は財政健全化の諸施策が都民を代表いたします議会において了承を得られるかどうか、具体的には予算案の可決や条例の改正等のごときでございますけれども、さような状況を見きわめた上で許可をいたさなければならぬ、かようなことでございますから、恐らく仮に許可するといはしめても月末になるのではないであらうか、かようなことでございますから、いまだ許可いたしておるわけではないのでございす。

それから、なるほど美濃部さんが福田総理とお会いになられました。また、私をも訪ねてこられましたのでお会いいたしましたのでありますが、いわゆる政治的に判断をいたしました取り運んでおりますものでは断じてないのでございまして、従来の東京都の財政健全化の考え方よりも飛躍的に前進をいたしました考え方の陳述がございました。

そこで私は、その考えを文章にまとめてお出しただけですか、かように申したのでありますけれども、自発的に健全化の考え方文章として提出されたのでございす。それを丹念に見えいたしまして、平たい言い方で申しますならば、美濃部さんとしてはよくここまで踏み切ったという、そういう印象を持ち得ますような健全化計画の内容でございす。従来、他の公共団体に對しては、財政ピンチの際に相当思い切った健全化計画をやり、そしてそれを前提にいたしまして起債の許可をいたした例もあるものでありますから、政治的な判断ではございせん、純粹に、事務的に行政的に判断をいたしまして、六百七十六億円の健全化の考え方に対して、五百五十億円のいわゆる健全化債の認可をいたしますことはやむを得ない措置である、かような判断に立ちまして、担保されますならば、すなわち予算案が議決され、条例の改正案等も議決をされまして、これなら実行確実である、このことが明確になりまして場合には認可をいたしたい、かように考えておるところでありまして、重ねて申しますけれども、政治的な判断によりまして取り運んだものではないのでございす。

○与謝野委員 そこで伺いたいわけですが、東京都という地方公共団体は、自治省にとりましてはこの十一年間、恐らく劣等生の一人ではなかったかと思ひます。福祉の先取りはやる、あるいは人員は過剰になる、あるいは給与も非常に高い、退職金も高いつか取りだ。こういうところに対して自治大臣は、よく吟味して、美濃部さんにしては大変よくやった方だ、こういうふうにおっしゃいます。私はそうではないと思うのであります。実際、東京都の職員の数というのは非常に膨大にこの十一年間ふえてまいつたわけで、給与も非常に高い。あるいは都民としては不愉快なことがいっぱいあるわけでありまして、たとえば給与の面について、一体、渡りとか昇給あるいはやみ専従等の問題については解決しているのかどうかという点についてお伺いしたいと思うわけでありす。

○塩田政府委員 お答えいたします。私も承知している限りでは、渡りはないように承知しております。

それから、やみ専については、いまちょっと実態を承知しておりません。

○与謝野委員 実は、こういうことは、いたずらにやみ専従を何人も都民が都民税で抱えているということは、私は、非常に不愉快なことであるわけでありまして、こういう点もひとつ、自治省としてはどれほど行政指導するおつもりか知りませんけれども、ひとつこういう不健全な状態がなくなるように自治省としても努力をされていたか、たいと思ひます。

それで、美濃部さんとしてはよくやった、こういうことではございますが、定員の合理化計画については、東京都の職員全体のうち一人何人ぐらいが定員の合理化計画の対象になるか、それについてお伺いしたいと思います。

○山本徳政府委員 今回の合理化計画、健全化計画そのものにおきまして提出されました定数の減というものは、きわめて少数であると存じます。ただ、東京都といたしましては、今回の数字

にはカウントはいたしておりませんけれども、欠員の不補充というふうなことにつきましては、さらに一層努力をすることを、それぞれ事務局間でも約束をいたしておるわけでございます。そういう成果を見てみたいというように存じております。

○与謝野委員 大体東京都は、いま課長さんが三千七、八百人、係長さんが八千数百人という、管理職ばかり多くなった、頭でかちの団体であるわけでありす。しかも、定数の合理化というところで対象になっておりますのは百五十数名でありまして、全体の二十数万の東京都の職員からすれば、そんなものは自然減として当然出てくる数字だ。これは美濃部さんとしては全く誠意を尽くしていない数字だと私は考えるわけでありす。しかもその合理化計画、再建計画で六百数十億の経費の節減、歳入をふやし、歳出を減らすということをして、その見返りとして五百五十億の起債を認めたということでありす。たとえば、今度東京都議会に出しております歳入予算のうち、特別区が二百数十億を東京都に返すという話になっておりますが、特別区は、そんなことをするつもりは全くない、こういうことを言っているわけであり、歳入の面からも欠陥のある予算、そういうものに基いて自治省が、この再建計画は美濃部さんとしては大変よくやったという評価をするということはおかしいことだと私は思うわけでありす、自治大臣いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 美濃部さんがよくやったという、そういう感じは私は持っておらないのでありまして、美濃部さんにしましては、という言い方をいたしたわけでございますので、その点は誤解がないようにお願いをいたしたいのでございす。

なお、五十三年度の東京都の一般会計の問題にもお触れになったのでございすけれども、歳入に見積もっております中に、都用地の売却五百三十億円が計上されておるのでありますけれども、なかなか右から左に売れますかどうか、私も心

配をいたしておる点でございます。

なお、地方債の三千五百三億円の計上も前年度対比三三%増、かような起債額の計上でございすから、これまた、果たしてこの程度の起債が可能であるかどうか、心配をいたしておるのでございます。

かつまた、歳出の面では、当初予算に計上を見送っておりますものが一千二百三十九億円あるものでありまして、その中には、他の地方団体におきましては、当初予算におきまして、給与費のいわゆるアップ分を大体五%程度繰り込んでおるのが常識でありますけれども、東京都の場合にはそれなされておりましたし、また、五十二年度年度末手当〇・五も夏期勤勉手当の〇・二も計上されておらないのでありますから、このままで予算執行が可能であるかどうか、さような点にも非常な心配をいたしておるのであります。したがって、五十二年度末におきます御承知のような状況が、さらに深刻な形において五十三年度にあらわれる心配は大いにある、かような見方をしております。

○与謝野委員 自治大臣は、美濃部さんといはしましてはよくやつたと。私は、自治省としてはよく許可した、そういう感想を持っております。そこで、いま自治大臣は、五十三年度の予算の執行において、果たしてその歳入の面においてもくろみどおりいくかどうかということについて深い懸念を持っておられる、こういうお話でしたが、それは、そういう懸念が現実になった場合、東京都が財源を補てんするために健全化債等の起債許可を再び求めてきた場合は、自治大臣は一体どういう態度でこれに御対処なさるのかということをお最後に伺いたいと思います。

○加藤国務大臣 恐らくことしの場合と同様に、具体的に問題として取り上げなければならぬ時期は約一年後であらうかと思うのでございますけれども、このままの状況で推移いたしますならば、深い懸念を持たざるを得ないような状況が生まれることが明らかと考えられるのでございまして、

その場合にはまたその場合で都がどのような考えをお持ちなのか、このことをよく吟味した上で対処していかねばならぬ、かように考えておるところでございます。

○谷委員 関連質問申し上げたいのですが、先ほどの横浜市長の退職金問題につきまして微妙な食い違いがあると私は感じておるのです。部長の方は、この問題については全く知らないという表現をされました。また、大臣の方は、これは調べさせられどもその根拠はわからない、こうおっしゃる。同じ役所内における食い違い、これは重大な食い違いだと思ひますので、その点明確にしたいでございます。

もう一点、それは、大臣の方から、先ほどの説明の場合、これは市議会で決定されるものだ、こうおっしゃいますけれども、決定してしまつてから自治省の方からいろいろ問題をおっしゃることはこれは市政干渉になると思ひますので、そういう点、二点について伺ひたいいたします。

○加藤国務大臣 端的な気持ちをお申しますならば、十五年足らず勤務なすつた市長さんに果たして二億円を超えようとする退職金が出るのであらうか、かような疑念を私も、新聞を読みましたときに持ったのでございまして、そこで、自治省内におきまして、おい、本当にそんな計算になるのか、かように聞いたのでありますけれども、いや、どこでどういふやうな計算をだれがしたのかよくわかりませんが、そういう計算になるとは思ひませんが、しかしよく調査をしてみましよう、かような自治省内部のことでございまして、そこでその後どのように調査をいたしたのか、その辺の結果を私はよく聞いておらぬのでございすから、先ほど若干あいまいな答弁になつてしまつた、かようなことでございす。

それから、退職金の具体的な決定は、先ほど申しましたように、恐らく選挙の行われます間の職務代理者が議会に諮るようなことはされないうでございまして、四月の中旬に選挙が終わり、新しい首長のものとの議会が招集されました場合

に、その議会に付議なさるのが常識であらうかと思ひますけれども、しかし、従来の公共団体の例を見ても、必ずしもその議会ではなくて、若干の期間を置いた議会に付議されたような例も間々ございすから、そのあたりは新しい首長の考え方によりまして時期が選ばれると思ひますのでありますし、時期と同時にまた、退職金を支給いたしますその金額をも決定いたします、かようなことであらうかと思ひますのでございす。

そこで、一たん議決をしまつたらどうにもならぬではないか、かような御指摘でございすけれども、それはそのとおりでございす。一たん議決をいたしますと確定をいたしてしまふのでありますから、その議決を変えますことはもとよりきわめて至難なことであらうかと思ひますのでございす。ですから、恐らくすぐれた市長が選ばれてございまして、すぐれた市長は市民感情等十分にしんしゃくをいたしながら、なおかつ、横浜市におきます条例があらうのかどうか、その辺もよくわかりませんが、功労等しんしゃくをいたしながら所定の手続を踏んで付議なさると思ひますから、新しい市長が、とんでもないといふような市民の感情の反発が起りますやうな、そういうことはなさらないのではないであらうか、かように私は期待をいたしておるところでございます。

○塩田政府委員 お答えを補足させていただきます。横浜市の条例は「市長等が退職した場合は、一般職員に準じて退職手当を支給する」というのがございまして、その次に「前年の退職手当のほかに、市長等の在職中の功績に対し、退職手当を加給することができる」とし、その加給の額は、市会の議決を得て定める。こうなつておりますので、そのルールが私どもにはわかりませんので、わからぬと申し上げましたわけでございますが、いろいろと伝えられておりますけれども、この規定によりましてその計算をまだなされていないといふうに了解しておるわけでございます。

○与謝野委員 それでは最後に、特別職の退職金、非常に膨大になっているということはゆゆしき事態でございすので、自治省としてモデルケースとして一体どういふものがあるかということは一いつ検討し、私どもにお示しを願ひたい、こういう要望をいたしまして質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○木村委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時三十分休憩

○木村委員長 午後五時十八分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、与謝野君より発言を求められておりますので、これを許します。与謝野君。
○与謝野委員 先ほどの私の質疑の中で、不十分な表現がありましたならば、その点の処置については、委員長に御一任をいたします。

○木村委員長 この点につきましては、後ほど速記録を取り調べ、理事協議の上、委員長において次回、来る二十二日水曜日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

昭和五十三年三月二十五日印刷

昭和五十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局